

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から同年8月まで
年金事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答があった。

しかし、父から「兄二人と同様、国民年金の加入手続をして、保険料も地区の自治会館で納めていた。区長から手渡される納付書に従って納付していた。」と聞いているので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除きすべての被保険者期間について国民年金保険料を納付している。

また、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親や、申立期間当時に同居していた申立人の母親及び二人の兄はいずれも申立期間を含め、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人及びその同居家族の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、A市は、「A市において国民年金業務を担当していた職員は、『当時は、4か月に1回程度の頻度で納付勧奨を行っていたので、本件のように昭和57年6月1日付け資格取得者で現年度保険料が3か月未納であれば、自治会組織を通じて納付書を送付していた。』と証言している。」と回答していることから、申立人の父親が、自身及び申立人以外の同居家族の保険料を納付したにもかかわらず、申立人の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年10月から46年7月まで
② 昭和46年10月から47年12月まで

国民年金の加入手続及び保険料の納付は、亡き母がしてくれていたのによく分からないが、保険料は納付しなければならないと強く思っていたため、毎月、母に300円か400円を渡していた。未納期間があることに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、15か月と比較的短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親も当該期間は納付済みである。

また、申立人は、その母親から、「結婚後は、自分で国民年金保険料を納付しなさい。」と言われた記憶があるとしていることから、申立人が結婚(昭和47年12月*日に入籍)した月の前月までの保険料、つまり、申立期間②のうち、昭和46年10月から47年11月までの保険料については、申立人の母親が納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出日が昭和46年7月24日であることから、申立期間のうち、44年10月から46年3月までは過年度となり、申立人が毎月、その母親に保険料を渡して、母親が納付してくれていたとする主張とは符合せず、同年4月から同年7月までの保険料の納付についても、申立人自身は、保険料納付に直接関与していないため、保険料の納付状況が明確ではない。

また、申立期間②のうち、昭和47年12月については、上記のとおり、申立

人が結婚した月であることから、当該期間の国民年金保険料を申立人の母親が納付していたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所グループのB事業所における資格取得日に係る記録を昭和30年1月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から28年4月15日まで
② 昭和30年1月11日から同年2月1日まで

申立期間①については、昭和26年4月1日からA事業所が経営していたC事業所にDとして勤めていたが、厚生年金保険の資格取得日が28年4月15日となっている。申立期間②については、C事業所に勤めているときに、B事業所の支配人に頼まれて同事業所に移ったが、厚生年金保険の記録が空いている。A事業所からもらった5年勤続表彰状があるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、昭和31年8月1日付けでA事業所から発行された5年勤続表彰状から、申立人は同事業所及びその系列事業所に継続して勤務し（A事業所（所属は、C事業所）からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、A事業所が保管する「社会保険台帳」から、申立人が同社における厚生年金保険被保険者資格を昭和30年1月11日に喪失していることが確認できること、及び申立人が同事業所のC事業所からB事業所へは3日程度で赴任したと供述していることなどから、同年1月11日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、B事業所における昭和30年2

月の社会保険事務所（当時）の記録から 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は前述の「社会保険台帳」のほかに資料を保管しておらず不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、前述の表彰状から、当該期間のうち昭和 26 年 8 月 1 日から、A 事業所が経営していた事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C 事業所の厚生年金保険の新規適用日は昭和 28 年 4 月 15 日であり、同日より前の期間において、当該事業所が適用事業所となった記録は無い。

また、申立人と同様に、C 事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 28 年 4 月 15 日である同僚に照会したが、申立期間①において、厚生年金保険料を控除されていたことの証言を得ることはできなかった。

さらに、C 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A 事業所に照会したが、申立期間①における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から58年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年1月から58年1月まで

20歳となった昭和54年*月に父が国民年金の加入手続をしてくれたので、市役所から年金手帳と国民年金手帳記号番号「*」をもらった。結婚するまで父がA銀行の窓口で保険料を支払っていた。今回記録照会をしたところ、申立期間の記録が無くなっていた。父にしっかり払ってもらっていたはずなのに記録が無くなっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が20歳となった昭和54年*月に交付を受けたと主張する国民年金手帳記号番号「*」は、57年4月19日にいったん払い出された後、取消処理がされていることが国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録から確認できる。

また、申立人が、当該手帳記号番号を初めて知ったのは社会保険事務所（当時）が年金相談時にオンライン記録を申立人に印刷して手交したことによるものであると考えられる上、申立人の父親は、「申立期間に係る国民年金の加入手続や保険料納付を行った記憶は無い。」と回答していることから、同手帳記号番号により保険料が納付されたとは考え難い。

さらに、申立人の所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号「*」（現在の基礎年金番号）は、昭和58年9月1日に払い出され、申立人の結婚の挙式日の同年2月*日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録から確認できる上、当該手帳を見ると、「国民年金」欄の初めて被保険者となった日及び「国民年金の記録」欄の被保険者となった日は、いずれも同日と記載されていることが確認でき、申立期間の記載は無い。

加えて、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 926

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から57年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から57年5月まで
年金事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答があった。
しかし、父から、兄二人と同様、私が20歳のころに、国民年金の加入手続をして、保険料も地区の自治会館で納めていたと聞いているので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年9月14日に払い出されており、同年6月1日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録から確認できる。

また、申立人の所持する年金手帳を見ると、「国民年金」欄の初めて被保険者となった日及び「国民年金の記録」欄の被保険者となった日は、いずれも昭和57年6月1日と記載されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、加入手続や保険料納付に関与しておらず、申立人の父親に聴取しても申立期間については記憶しておらず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年10月

夫がA市役所で、私の国民年金被保険者の種別変更手続きをしたときに、窓口の職員にすぐに保険料を納付したいと伝え、同市役所の近くの郵便局で申立期間の保険料を納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が国民年金被保険者の種別変更手続きを行い、申立期間の保険料を納付したと申し立てているが、オンライン記録によると、昭和63年10月31日に国民年金第3号被保険者の資格を喪失し、同年11月1日に同資格を再取得しているところ、これらの記録は平成6年6月8日に追加処理されていることが確認できることから、種別変更の手続きをした時点では、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の夫は、「昭和63年11月ごろにA市役所で国民年金被保険者の種別変更手続きを行った後、同市役所を出て立体駐車場を越え、右へ曲がったところの郵便局で、妻の国民年金保険料を納付した。」と証言しているが、A市役所の立体駐車場が完成したのは平成*年であることから、申立期間当時は存在しておらず、申立人の夫は、当該立体駐車場が完成した以後に行った別の期間の保険料の納付と申立期間の保険料納付とを混同しているものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の夫は、申立期間が国民年金の未加入期間とされている。

加えて、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで
申立期間は町内会を通じて、母が私の国民年金保険料を納付してくれていたため、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月27日に払い出され、48年4月1日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることが確認できることから、この時点では、申立期間のうち同年4月から同年9月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付できない。

また、昭和48年10月から50年3月までの保険料については、過年度保険料となるが、A市は、「町内会の納付組織や年金委員の集金では、過年度保険料を集金できなかった。また、原則は加入手続された月からの保険料の徴収であったが、本人及び集金人の同意の上で、年度当初からの集金は可能であった。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける事情はうかがえない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、その手続をしたとする申立人の母親は加入手続当時の記憶が曖昧であるため、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から52年4月まで
父が、国民年金に加入し保険料を納付しており、同じように私の国民年金の加入手続も行い、保険料を納付してくれていた。その後、父は、私の結婚以降も保険料を納付してくれていたのに、申立期間について、未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和56年6月5日であり、A町の国民年金被保険者名簿においても、「56.5.6手帳交付」と押印されている上、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、同名簿及び社会保険事務所（当時）の記録とも同じ、同年3月21日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立期間当時におけるA町の国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらず、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父親も高齢のため、聴取できず、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人及び申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月11日から34年11月1日まで
会社勤めは、途切れることは無かったので、厚生年金保険にも途切れることなく加入していたと思う。申立期間はA県のB社に勤務していた。申立期間当時、同社には30人ぐらいの従業員がいたと思うが、C出身の同僚の名前を覚えている。入社、退社の正確な時期は分からないが、間違いなく同社に勤務していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述から判断して、時期は明らかではないが、申立人がB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び経理担当者は、いずれも既に死亡していることから、申立人の勤務実態、及び当時の同社における厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に同社で被保険者記録が確認できる元従業員に照会しても、回答が得られた5人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）は、いずれも申立人のことを知らないとしており、そのうちの1人は、「社長宅に住み込んで勤務していたという主張から、申立人は、社員というよりも、社長宅の家事労働者的性格の仕事が主であったと思われる、そのために厚生年金保険に加入していなかった可能性がある。」と供述している。

さらに、B社及び後継事業所のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、B社は、昭和33年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなく
なっており、後継事業所のD社も、34年2月1日に適用事業所となっており、
申立期間のうち、33年6月1日から34年2月1日までの期間において両社が
適用事業所であった記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に
ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたことを認めることはできない。